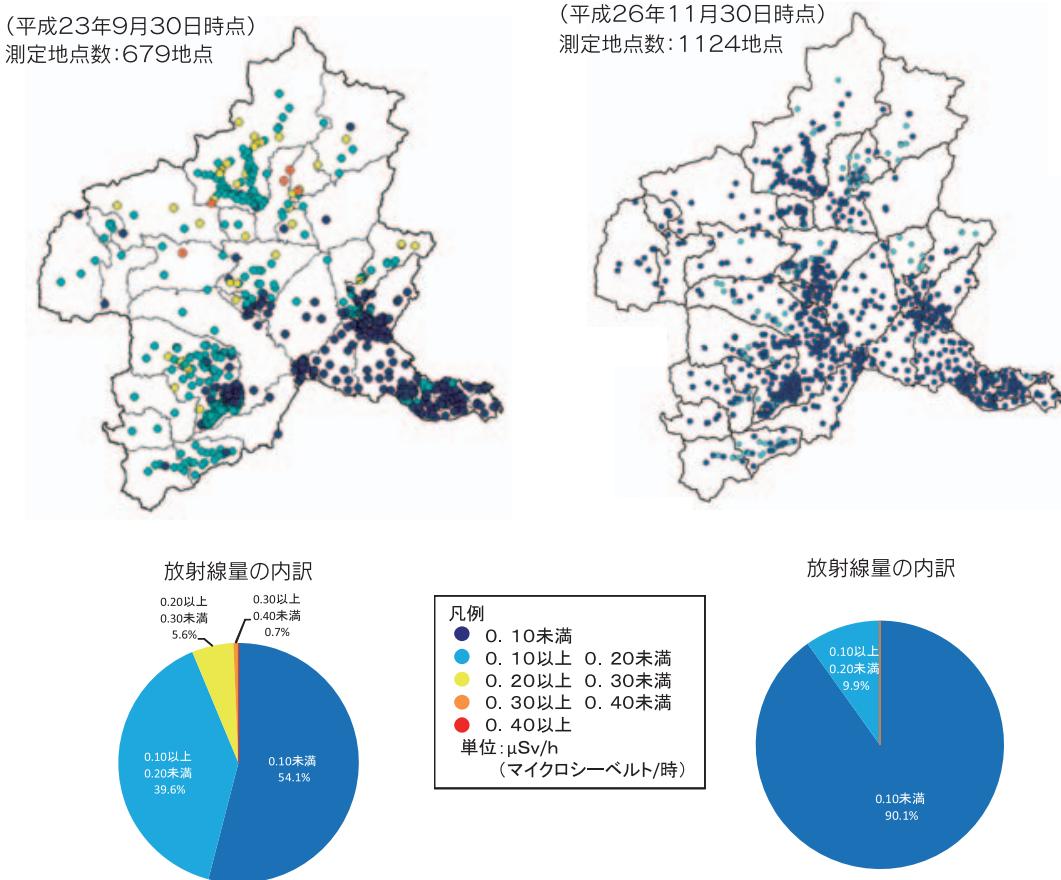


## 第4節 放射性物質への対応

### ■ 現状と課題

- 東日本大震災以降、生活圏における放射性物質の汚染の状況を把握するため、県・市町村で平成23(2011)年度から空間放射線量率<sup>\*1</sup>の測定を開始しました。平成26(2014)年5月以降、除染や自然減衰により、生活圏では問題のないレベルになっています。
- 平成27(2015)年度からは、県内の空間放射線量が問題のないレベルにあることを継続して監視することを目的に、中長期的な監視体制に移行しましたが、放射性物質による影響に対する懸念が完全には払拭されていないことから、モニタリングポストや携帯型空間放射線量測定器(サーベイメータ)による監視体制を維持する必要があります。
- 県内に流通する食品の安全性を確保するため、「群馬県食品衛生監視指導計画」に基づき、中核市と連携して県内の食品製造所又は販売店で採取した食品について、「群馬県食品安全検査センター」で放射性物質検査を実施しています。
- 県が管理する水道の水道水や、流域下水道終末処理場から発生する下水汚泥についても定期的に放射性物質検査を実施しています。
- 平成23(2011)年度から県内農地土壤の放射性物質の調査に取り組み、平成24(2012)年1月に県全域の放射性セシウムの濃度分布図を公表しました。引き続き、土壤中の経時的な変化を把握するためのモニタリング定点調査と、農作物への放射性セシウムの移行を低減するための技術開発に取り組みます。
- 環境に関する県民アンケート結果では、「放射性物質による環境汚染」に「非常に関心がある。」との回答は49.4%、「関心がある。」との回答は41.5%、合計91.0%で、県民の関心が高いことがうかがえます。

### 空間放射線量率の変化（平成23年9月から26年11月）



### 県及び市町村による中長期的な放射線監視地点（平成27年以降）



(資料:環境保全課)